

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る追加支援策について

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症対策に関し、国において緊急事態宣言が延長されるとともに、福岡県が行う緊急事態措置として特措法第 24 条第 9 項に基づく県内施設への休業要請等が 5 月 31 日まで延長された。

県が行う休業要請等の実効性をより高め、感染拡大防止を強力に押し進めるとともに、市民生活に必要なサービスを安全に提供する施設への支援や最前線で働いている人たちへの支援を行うため、福岡市独自の追加支援策の方向性及び主な支援策について早急に検討し、実施するもの。

### 2 追加支援策の方向性と主な支援策の内容

#### (1) 休業要請等の実効性確保のための支援

- ・休業要請・時短要請の対象となる事業者に対する家賃支援の継続  
(補助率 4/5, 上限 30 万円)

#### (2) 市民生活に必要なサービスを安全に提供する休業要請等対象外施設への支援

- ・休業要請・時短要請の対象とならない事業者への支援  
(売上が 30%以上下がった事業者対象, 一律に法人 15 万円, 個人事業主 10 万円)

#### (3) 最前線で働いている人たちへの支援

- ・ふるさと納税のしくみを活用し、幅広く寄附を集め、医療・介護従事者等応援基金（通称：ありがとう基金）（仮）を創設  
医療機関・介護施設への特別給付金, 衛生資材の確保・給付等を実施

#### (4) その他

- ・外出自粛を促すための飲食のデリバリー利用促進事業の継続  
(対象期間を最長 5 月 31 日まで延長)
- ・テイクアウトへの支援  
(テイクアウト実施店を支援, 割引などの特典付与で 1 店舗 10 万円)
- ・文化・エンターテインメント活動支援  
(ウェブ配信動画制作費及び情報発信支援)
- ・介護者が感染した要介護の高齢者・障がい者の支援
- ・保護者が感染したこどもの支援
- ・飼い主が感染したペットの緊急預かり支援

等

※今後、支援策の詳細を精査する中で変更の可能性あり。